

# 旭川市環境白書 (概要版)

令和3年度（2021年度）版



旭川市

## 旭川市環境白書について

環境白書は、旭川市環境基本条例第9条の規定に基づき、本市の環境の状況や旭川市環境基本計画に基づく施策の実施状況等を明らかにするため、年度毎に作成しています。

令和3年度版環境白書は、前年度である令和2年度における本市の環境の状況と施策についてまとめた「本編」、環境測定の数値を掲載した「測定データ編」で構成しています。

本概要版は、より多くの市民の皆様に環境問題に関心を持っていただくため、本編の内容を要約したものです。

本編・データ編については、旭川市公式ホームページに掲載していますのでご覧ください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

### 旭川市環境基本条例

人と自然が調和した旭川の風土にふさわしい良好な環境を保全・創造し、次の世代に引き継いでいくため、基本理念、市民・事業者・市の責務及び市の施策の基本となる事項を定める条例で、平成10年（1998年）3月に制定しました。

### 目 次

旭川市環境基本計画について	・・・ 1
施策の実施状況	
環境目標1 循環型社会の形成	・・・ 2
環境目標2 地球環境の保全	・・・ 4
環境目標3 自然環境の保全	・・・ 6
環境目標4 都市環境の形成	・・・ 8
環境目標5 生活環境の保全	・・・ 10
環境目標6 環境に配慮する人の育成	・・・ 12

# 旭川市環境基本計画について

旭川市環境基本計画は、旭川市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

平成28年3月に策定し、令和2年1月に見直しを行った「旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】(第2版)」では、本市の目指す環境の将来像とそれを実現するための環境目標及び施策の方向、その進捗を図る尺度として定量目標、市民・事業者・市がそれぞれの立場で環境に配慮して行動すべき事項として配慮指針を定めています。

## 旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】(第2版)の体系

環境の将来像	環境目標	施策の展開方向	定量目標
豊かな水や緑と北国の暮らしが調和する環境にやさしいまちあさひかわ	<b>1 循環型社会の形成</b> 物質循環が良好に保たれ 環境への負荷の少ない 持続可能な社会を実現するまち	ごみの減量・資源化の推進 安全・適正なごみ処理の推進 バイオマスの利活用の推進	●ごみ総排出量 ●リサイクル率
	<b>2 地球環境の保全</b> 市民一人ひとりが地球を思い 行動する地球にやさしいまち	地球温暖化対策の推進 その他の 地球環境保全対策の推進	●温室効果ガス排出量 ●省エネに努めている市民の 割合
	<b>3 自然環境の保全</b> 豊かな水や緑とともに生きるまち	豊かな緑の保全 自然とのふれあいの推進 生物多様性の保全 地域固有の自然資源の 保全・活用	●自然環境保全活動等団体数 ●民有林における森林経営計画 面積の認定率 ●対策に取り組んでいる特定 外来生物の種の割合
	<b>4 都市環境の形成</b> 身近な緑や水辺とのふれあいなど 心豊かで快適な環境にやさしいまち	身近な緑や水辺の保全・創造 環境美化の推進 環境にやさしい都市の創造	●永続性のある緑地の面積 ●緑被率 ●緑などの自然環境が良いと 感じている市民の割合
	<b>5 生活環境の保全</b> 良好な大気、水、土壤などが 確保された 健康で安全に暮らせるまち	大気、水など生活環境の保全	環境基準達成度 ●大気環境基準（6項目） ●水質環境基準（2項目） ●一般環境騒音（1項目） ●ダイオキシン類（5項目）
	<b>6 環境に配慮する人の育成</b> 環境に配慮し行動する 人をつくるまち	環境の保全と創造に向けた 参加・行動	●環境に配慮した行動に 取り組む市民の割合
市民・事業者・市がそれぞれの立場において、環境に配慮して行動すべき事項			
配慮指針	市民の 配慮事項	事業者の 配慮事項	市の 配慮事項

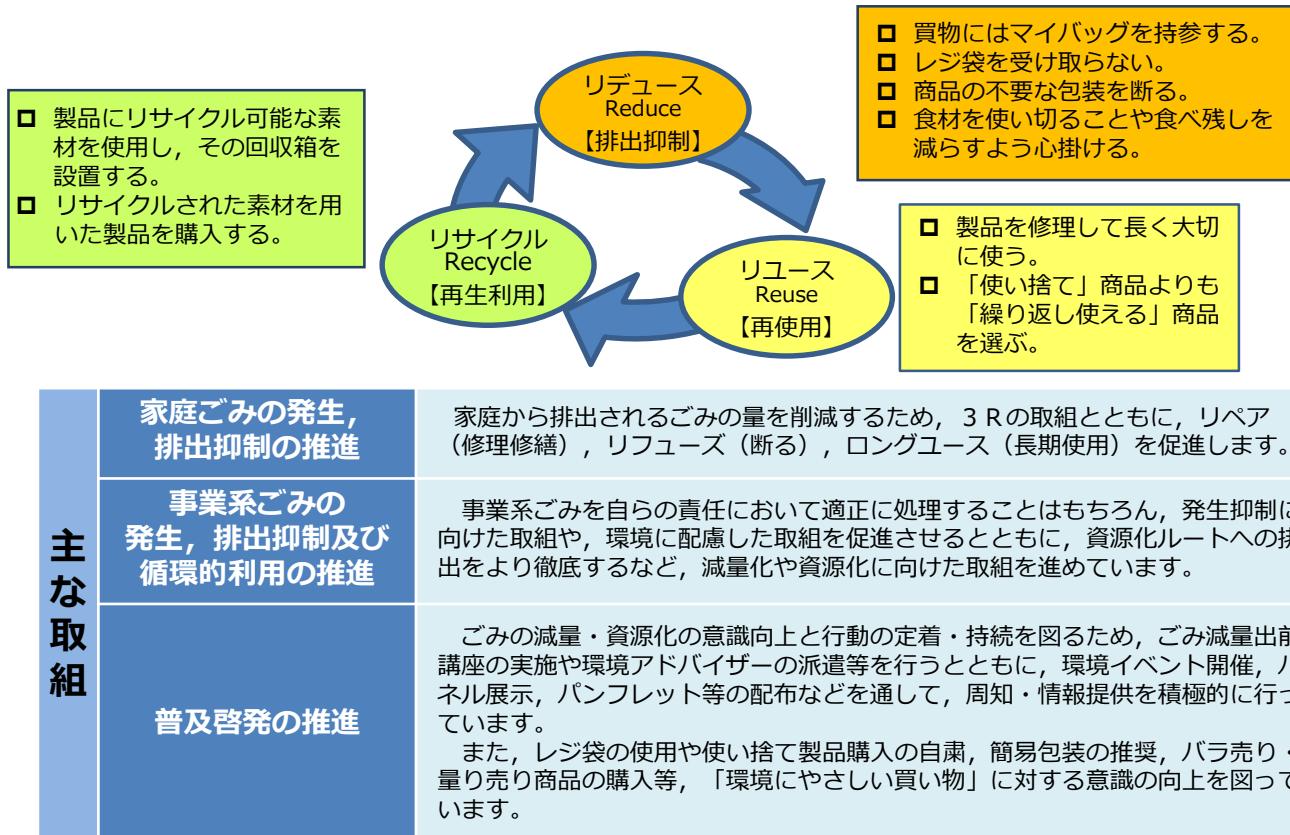
# 循環型社会の形成

「物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち」を目指します。

## ごみの減量・資源化の推進

環境負荷を減らす効果は【排出抑制（Reduce）】>【再使用（Reuse）】>【再生利用（Recycle）】の順に大きいと言われています。これら3つの頭文字「R」からとった、ごみの排出量やごみ処理に費やすエネルギーを減らす取組の総称が「3 R」（スリーアール）です。

市民、事業者、市がそれぞれの立場で取り組む必要があります。



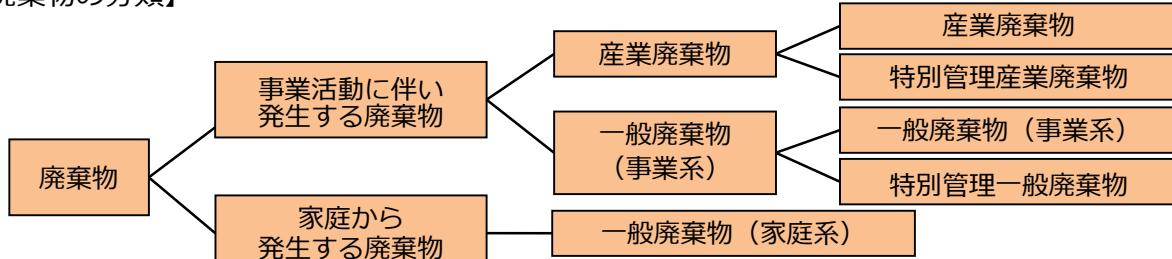
## 安全・適正なごみ処理の推進

廃棄物は「家庭から発生する廃棄物」と「事業活動に伴い発生する廃棄物」の大きく2つに分けられます。

「家庭から発生する廃棄物」については、市が収集し、資源物を回収した上で、清掃工場での「焼却」と廃棄物処分場での「埋立」によって適正に処理を行っています。

「事業活動に伴い発生する廃棄物」は、排出事業者が自ら処理するか、処理費用を負担して廃棄物処理業者に委託し、適正に処理するよう義務付けられています。

### 【廃棄物の分類】



## 主な取組

### 清掃工場、 廃棄物処分場の 適正管理の徹底と エネルギーの 有効活用

#### 旭川市近文清掃工場

焼却炉内温度を連続で850℃以上に保つことによりダイオキシン類の発生を抑制し、更に高性能ろ過式集塵機(バグフィルタ)により排ガス中の有害物質の除去を行うとともに、排出ガスの測定を行っています。

また、ごみ焼却時に発生する熱を蒸気に変え、清掃工場など3施設の暖房や、温水プールの熱エネルギーとして有効活用しています。また、施設で使い切れない余剰電力は、電力会社に売却しています。

#### 旭川市廃棄物処分場

廃棄物の埋立てに当たり、悪臭の発散や衛生害虫の発生を防止するため即日・中間覆土を実施するほか、廃棄物の分解を促進させるため、堅型排水層やガス抜き管を設置しています。

また、埋立地内で発生した浸出水は、高度な処理を施してから河川に放流するとともに、定期的な水質検査を行っています。

### 産業廃棄物排出事業者や許可業者に対する監視、指導の徹底

廃棄物の適正処理対策として、排出事業者、処理業者、自動車解体業者に対し、立入検査及び指導を行っています。

また、廃棄物の不適正処理の防止、不法投棄の早期発見及び未然防止のため、ボランティア協力員等によるパトロールを行っています。

## ■ バイオマスの利活用の推進

## 主な取組

### 本市の緑豊かな森林資源を生かした木質系のバイオマス利活用の推進

地域における木質バイオマスの利活用を図るための環境整備及びバイオマス燃料の調達のモデル事業を平成25年度から平成27年度に実施し、平成28年度からは、江丹別市民交流センターに設置した木質バイオマスボイラーの常用運転を開始しています。

### バイオマス利用に関する普及啓発の推進

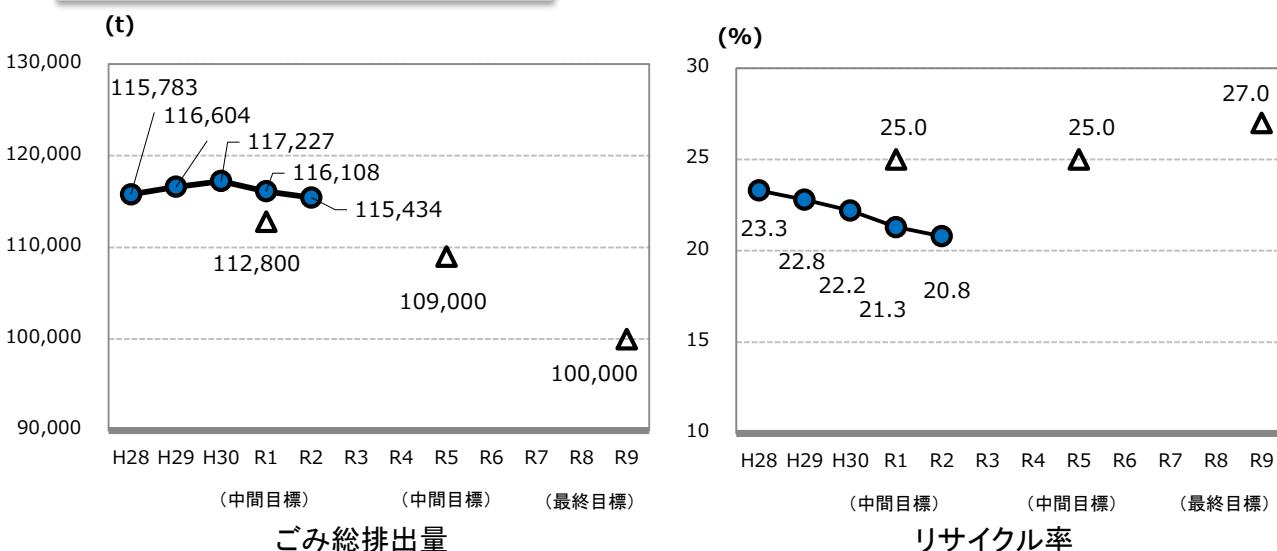
#### 木質バイオマスストーブ設置費用の補助

「旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金」及び「旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金」において、木質バイオマスストーブ（薪ストーブ、ペレットストーブ）について、設置費用の一部を補助しており、バイオマス利用を推進しています。

#### 市有施設における利活用

旭川市下水処理センターでは、処理工程で発生する汚泥を消化槽でメタン発酵により減量化し、副産物として生成した消化ガスをボイラー等の燃料や発電に利用しています。

## 定量目標の達成状況



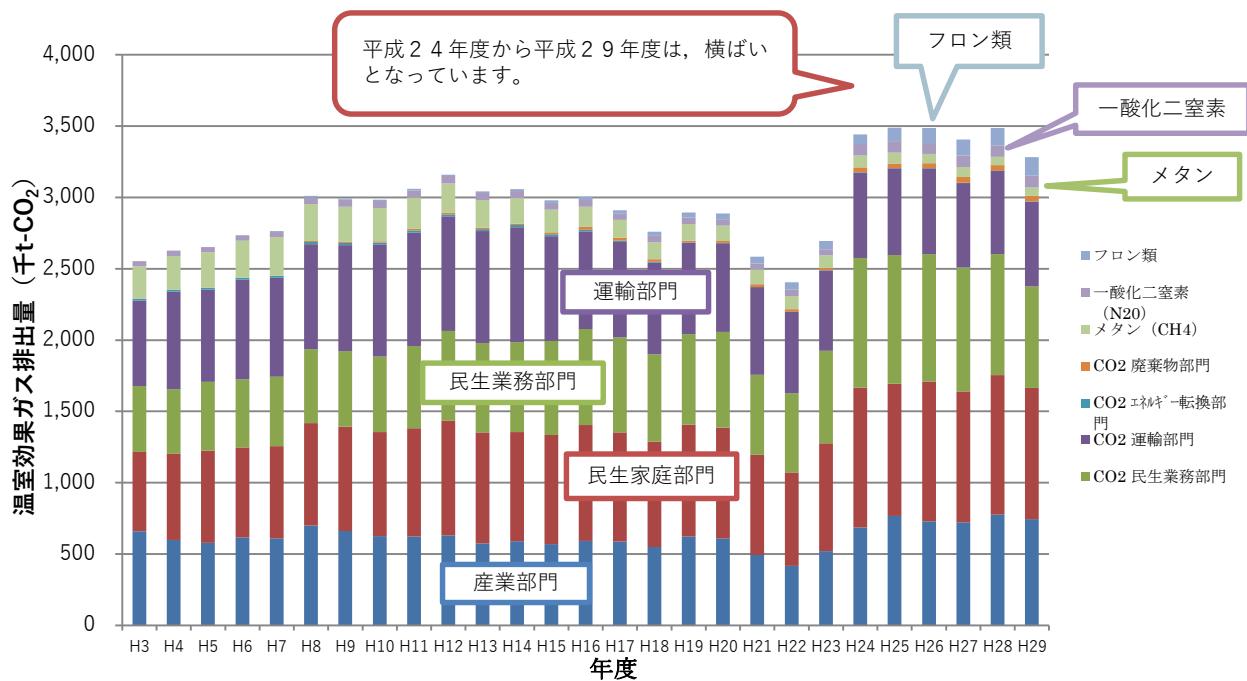
※グラフ中、●が実績値、△が目標値を表しています。

「市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち」を目指します。

## ■ 地球温暖化対策の推進

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主な原因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、日本においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。

地球温暖化対策は、市民、事業者、市がそれぞれの役割や責務を踏まえ、相互に連携し施策を進めていくことが大切です。



主な取組	地球温暖化対策に向けた実行計画の策定と実践	<p>地球温暖化対策を効果的に実施するためには、国、都道府県、市区町村が、それぞれの役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施することが必要です。</p> <p>本市では平成27年10月に旭川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、平成28年3月に旭川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）「エコロジカル・リソース・マネジメント」（第4版）を策定しました。</p> <p>家庭での省エネ行動を実践するための動機付けとして、温室効果ガス排出量の削減に向けた「COOL CHOICE プロモーション事業」を継続し、普及啓発広報活動や啓発イベントを実施しました。</p>
	再生可能エネルギーの導入支援などによる温室効果ガスの排出抑制対策	<p>家庭や事業所における省エネ・新エネルギー設備の導入を促進するための支援事業のほか、市有施設での取組を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旭川市地域工エネルギー設備等導入促進事業</li> <li>薪ストーブ導入促進事業</li> <li>旭川市スマートハウスの認定</li> <li>市有施設における再生可能エネルギー設備の設置</li> </ul> <p>また、地球温暖化対策や省資源・省エネ、廃棄物減量に向けた取組を一層推進するため、環境の保全に係る事業の財源として有効に活用することを目的とした「旭川市環境基金」を平成24年4月1日に設置し、外来種の防除活動や専門家を招いての啓発セミナーの実施、不法投棄の抑止のほか地球温暖化対策の推進等に役立てました。</p>

主な取組	地産地消の推進による農産物の輸送エネルギー削減対策	地産地消を推進するため、小中学校の給食において地場農産物を積極的に使用しているほか、農業者等による地場農産物の認知度向上を図るための活動の支援、市民等への周知啓発に取り組んでいます。
	森林による二酸化炭素吸収固定源対策	森林の樹木は、光合成による成長により大気中の主要な温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し、樹木内に蓄えています。この吸収効果を持続的・計画的に発揮させるため、間伐や主伐及び再造林等の森林整備が行なわれています。
	環境負荷の低減を意識した、長期的・総合的な都市空間の形成	電気自動車（EV）やプラグイン・ハイブリッド自動車（PHV）などの次世代自動車の普及を目的として、平成26年度に旭山動物園正門前駐車場に2台の普通充電器を設置し、平成30年度に充電器の案内表示看板を設置して、周知を図っています。
	環境にやさしい、市民が使いやすい公共交通体系の整備	温室効果ガスの排出抑制の意識を持ち、問題を共有することを目的として、市内の事業者と市職員を対象に、毎日の通勤方法を公共交通機関を使用するなど、より環境にやさしい手段に切り替える「エコ通勤」の取組を、令和2年5月から9月までを取組期間として実践しました。

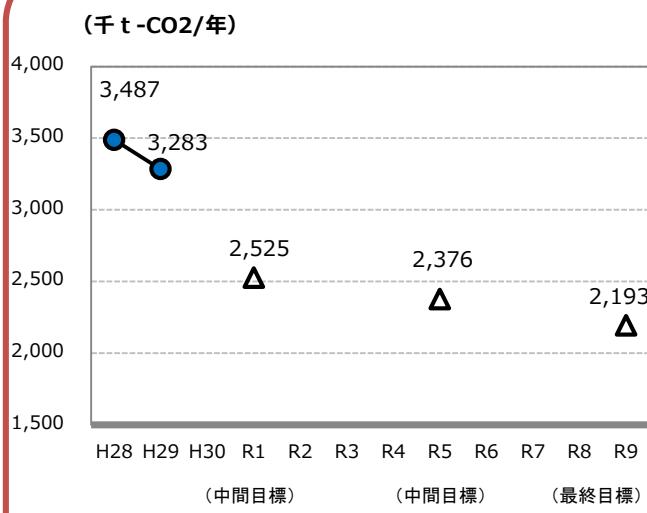


旭川市民文化会館の太陽光パネル

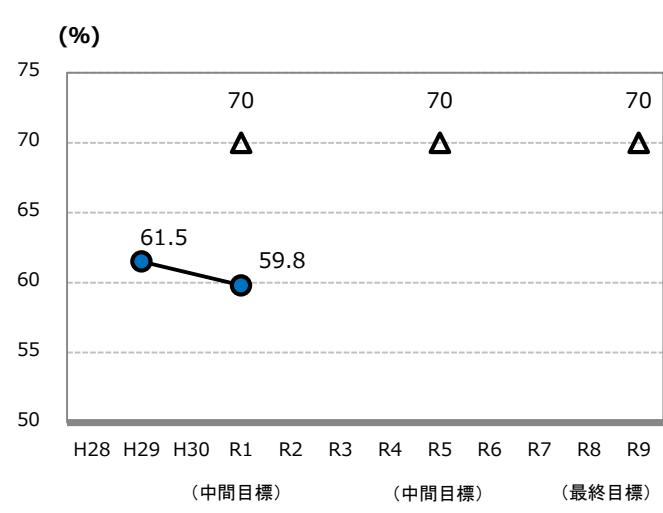


旭山動物園の太陽光パネル

## 定量目標の達成状況



温室効果ガス排出量



省エネに努めている市民の割合

※グラフ中、●が実績値、△が目標値を表しています。

「豊かな水や緑とともに生きるまち」を目指します。

## 豊かな緑の保全

主な取組	森林・河川など優れた自然環境の保全	<p>森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの公益的機能と、林産物の供給や多くの生態系を育むなど生物多様性機能を有し、地域環境の保全に貢献しています。このような多面的機能を持続的に発揮していくため、国・道と連携を図り様々な施策が行われています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明日のもり事業</li> <li>・森林整備対策事業</li> <li>・森林作業員就業条件整備事業</li> </ul>
	大雪山に連なる山並みと周辺農地からなる優れた自然景観の保全	<p>恵まれた自然や歴史、文化などの景観資源を大切にし、旭川らしい個性豊かな景観づくりを進めるため、「旭川市景観条例」や「旭川市景観計画」を策定するなどし、市民や事業者と連携しながら、景観づくりに関わる各種施策を展開しています。</p>
	嵐山や旭山、突哨山など、身近な自然環境の保全	<p>周辺部にある嵐山や旭山、突哨山などの自然豊かな丘陵地を、風致公園や都市緑地として保全しています。</p> <p>突哨山には国内有数のカタクリ大群落があり、元は民有地でしたが、ゴルフ場開発計画反対に端を発した市民運動による保全の取組が広がり、現在は旭川市と比布町が所有し、行政・市民団体の協働による保全と活用を図っています。</p>

## 自然とのふれあいの推進

主な取組	環境緑地保護地区 ふれあいの森、嵐山など、自然とのふれあいの確保	<p><b>環境緑地保護地区</b>            「北海道自然環境等保全条例」に基づき、市街地及びその周辺の環境緑地として維持又は造成することが必要な地区として、市内4か所が指定されています。</p> <p><b>ふれあいの森</b>            市街地における良好な植林地を保全・育成し、市民が日常的に自然に接することができる場として設け、市民の散策や活動に活用しています。</p> <p><b>記念保護樹木</b>            「北海道自然環境等保全条例」に基づき、由緒・由来のある樹木や住民に親しまれている樹木が、郷土の記念樹木として指定されています。</p>	<p><b>記念保護樹木</b></p>   <p>台場のイチイ 倉沼のカシワ</p>

## 生物多様性の保全

主な取組	計画的な生物多様性保全の推進	<p><b>外来種の防除</b>            市内ではアライグマやウチダザリガニなどの特定外来生物が生息を拡大しており、生態系等への大きな影響が懸念されています。こうした侵略的外来種の防除を行うとともに、人為的な要因による生息域の拡大や新たな外来種を生み出さないための普及啓発を行っています。</p>
	地域連携と協働による生物多様性保全の推進	<p><b>ウチダザリガニの防除</b>            旭川市ウチダザリガニ防除実施計画の策定や防除に必要な許可や届出の申請を市が担うことで、市民団体との協働による防除活動を実施しています。            令和2年度は、防除活動への参加を希望した市民や事業者及び市民団体との協働により、江丹別川で3,510匹のウチダザリガニを捕獲しました。</p>

## 主な取組

### 人と野生生物の共存

#### 有害鳥獣対策

「旭川市鳥獣被害防止計画」を策定し、「旭川市鳥獣被害対策実施隊」が中心となった組織的な有害鳥獣の駆除（銃器・罠），獵友会の協力を得たヒグマ対策を実施しています。

#### 市民への普及啓発

人のあつれきが生じやすい生物や，餌付けの問題，生態系被害を題材としたセミナーを開催し，共存共生への理解を深める場としています。



アライグマ



ウチダザリガニ

## 地域固有の自然資源の保全・活用

## 主な取組

### 世界自然遺産登録を視野に入れた取組

大雪山国立公園の世界自然遺産登録の可能性を視野に入れ，我が国有数の財産でもある大雪山系の山岳景観や貴重な自然資源の保全と，登山道やトイレ等の適切な維持管理，入山マナーの普及啓発等について，上川中部の近隣町とともに国，北海道などの関係機関に要請活動を実施しました。

### ジオパーク構想の認定を視野に入れた取組

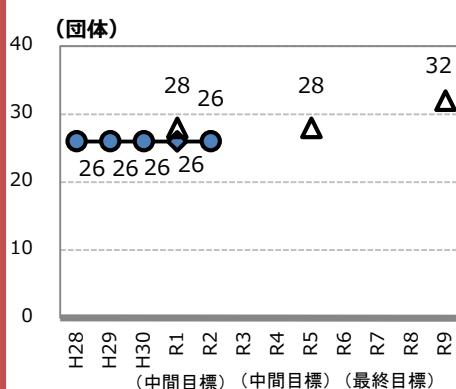
ジオパーク構想は，地形や地質を切り口として自然環境の成り立ちや私たちの暮らしとの関係を知る取組です。

令和2年度は，本市と周辺町及び市民団体等を構成員とする大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会において，大雪山・上川盆地・神居古潭峡谷を対象としたジオパーク認定に向けた検討や情報収集を行ったほか，生涯学習フェアでのポスター展示を通じて来場者にジオパークの考え方に対する理解を深めてもらうことができました。

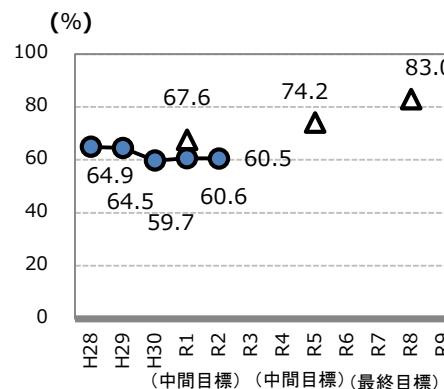


ジオフェスティバルの様子

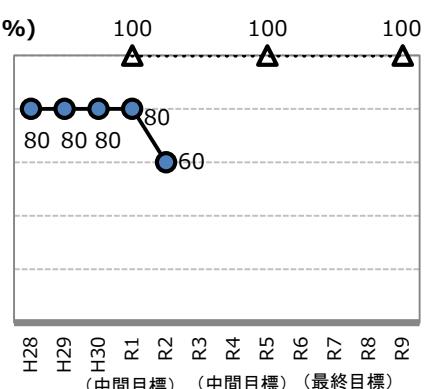
### 定量目標の達成状況



自然環境保全活動等団体数



民有林における森林経営計画面積の認定率



対策に取り組んでいる特定外来生物の種の割合

※グラフ中，●が実績値，△が目標値を表しています。

# 都市環境の形成

「身边な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち」を目指します。

## ■ 身近な緑や水辺の保全・創造

本市の豊かな自然と都市機能が調和したまちづくりを推進するため、公園や都市緑化の推進及び緑地の保全・活用について継続的に取り組むことが必要です。

主な取組	生物多様性の拠点と連携づくり	嵐山公園、旭山公園及び突哨山などの拠点地区において、自然の保全や自然度を高めるエリアの確保など、地元の植種を中心に生物多様性に配慮した整備保全に努めます。
	河川生態系の保全に配慮した、親水性の高いまちづくり	子どもたちが川の楽しさや危険さを身近な自然から学ぶことを通じ、河川整備や河川愛護の必要性について理解を深めてもらうことを目的とし、子どもの水辺事業を実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川の本」の作成</li> <li>・サケの稚魚の飼育・放流事業</li> <li>・あさひかわ子どもの水辺協議会</li> <li>・子どもの水辺体験学習会</li> </ul>
	都市部など身近な緑化の推進	<b>市民による緑化</b> 市・市民・緑化団体などが一体となり、市民団体「旭川市を緑にする会」による様々な緑化活動、花のイベントの開催、公園等での市民参加による植樹、住民グループや商店街が実施する国道沿線の歩道等の美化活動などの各種事業を展開しています。 <b>事業者による緑化</b> 「旭川市緑地の回復に関する指導要綱」に基づき、一定規模以上の開発行為や工場・事業所等を新設・変更する場合、事業者による樹木の保全や植栽などについて事前協議や指導を行っています。令和2年度は、延べ7件の協議等を行いました。



突哨山のカタクリ（提供：もりねっと北海道）



子どもの水辺体験学習会

## ■ 環境美化の推進

主な取組	市民、事業者との協働による清掃活動など環境美化の推進	クリーン旭川運動 毎年春（4月中旬から5月中旬にかけて約4週間）と秋（9月下旬から10月中旬までの約2週間）を清掃強化期間と定め、「めざそうごみゼロ旭川」をスローガンに町内会単位による全市的なクリーン作戦を展開しています。
		<b>ポイ捨て禁止運動の推進</b> 「旭川市ごみのポイ捨て禁止条例」を平成9年4月に施行し、普及啓発等の取組を展開しています。市民参加による年2回の街頭啓発やごみ拾い活動などを行っています。 <b>空き地等の雑草対策</b> 適切な管理が行われていない空き地は、雑草の繁茂や虫の発生など、周辺環境へ悪影響を及ぼすため、土地の所有者等に対して、適切な管理について指導を行うとともに、自主的に草刈りを行う町内会等に刈払機の貸出しを行っています。

## クリーン旭川運動への参加状況



ポイ捨て禁止運動の様子

	平成30年		令和元年		令和2年	
	春	秋	春	秋	春	秋
実施日	4/15～5/13	9/23～10/8	4/14～5/12	9/22～10/6	4/12～5/10	9/20～10/4
参加人数	18,599	10,368	18,381	11,607	7,663	9,332

## ポイ捨て禁止運動参加者数

	平成30年		令和元年		令和2年	
	春	秋	春	秋	春	秋
参加団体数	103	93	103	98	市職員のみ 中止	198
参加人数	1,803	1,526	1,808	1,706		

## 環境にやさしい都市の創造

### 主な取組

環境負荷の低減を意識した、長期的、総合的な都市空間の形成

環境にやさしい、市民が使いやすい公共交通体系の整備

### 公共下水道の整備

本市の下水道事業は、昭和39年11月に供用を開始し、西部下水処理場（現：旭川市下水処理センター）の建設、幹線の延長、整備計画区域の拡大と雨水整備、さらに普及促進に向けての事業を進め、令和2年度末には、整備面積8,060ha、下水道処理人口普及率97.2%，汚水処理能力（日最大）162,000m<sup>3</sup>/日となっていきます。

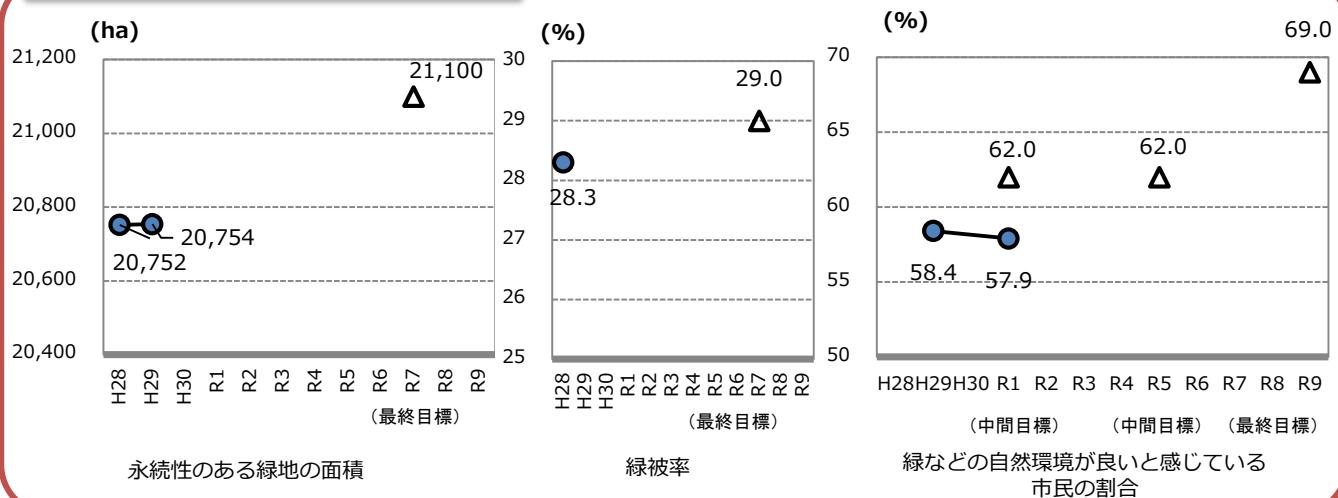
### 合併浄化槽の設置促進

生活雑排水による河川の水質汚濁を防止するため、公共下水道整備計画区域及び農業集落排水施設整備計画区域外の個人住宅に対して、し尿と生活雑排水の処理が可能な合併浄化槽の設置工事費の補助を行っています。

バス停周辺に自転車駐輪場を整備し、「サイクル＆バスライド」によるバス利用の促進を図っています。（令和3年度現在：11か所）

また、中心市街地のにぎわいづくりや身近な生活圏での交通の充実など、全市的な観点から本市にふさわしい公共交通の将来的なあり方を示す、長期的かつ総合的な構想として「旭川市地域公共交通網形成計画」を平成31年1月に策定しました。

## 定量目標の達成状況



※グラフ中、●が実績値、△が目標値を表しています。

「良好な大気、水、土壤などが確保された健康で安全に暮らせるまち」を目指します。

## 生活環境の概況

大気環境	上川盆地の中央に位置する本市は、年間を通して風が弱く、特に冬期には、放射冷却により、地表に比べ上空大気の方が気温が高くなる「逆転層」が形成され、大気汚染物質が拡散されにくく、夏期に比べて高濃度になりやすい状況となります。
水環境	石狩川などの本市の市街地を貫流する河川は、多くの市町村で水道水の原水、工業用水や農業用水などに広く利用され、また豊かな自然環境を形成しています。 数多くの支流も含めて、水質汚濁物質の流入を抑制し、良好な水質の維持に努める必要があります。
騒音・振動・悪臭	工場・事業場・建設作業等における騒音等の規制基準超過は少なくなり、これらの相談は減少しています。一方で、日常の家庭生活に起因する様々な生活騒音や臭いの相談が寄せられるようになり、多様化・複雑化する傾向にあります。
土壤環境	有害物質による土壤汚染は、地下水等への影響が長期に及ぶ場合が多い点が特徴です。外観からは発見が困難であるため、工場跡地等の再開発に伴って土壤汚染が判明する事例が全国的に増えています。



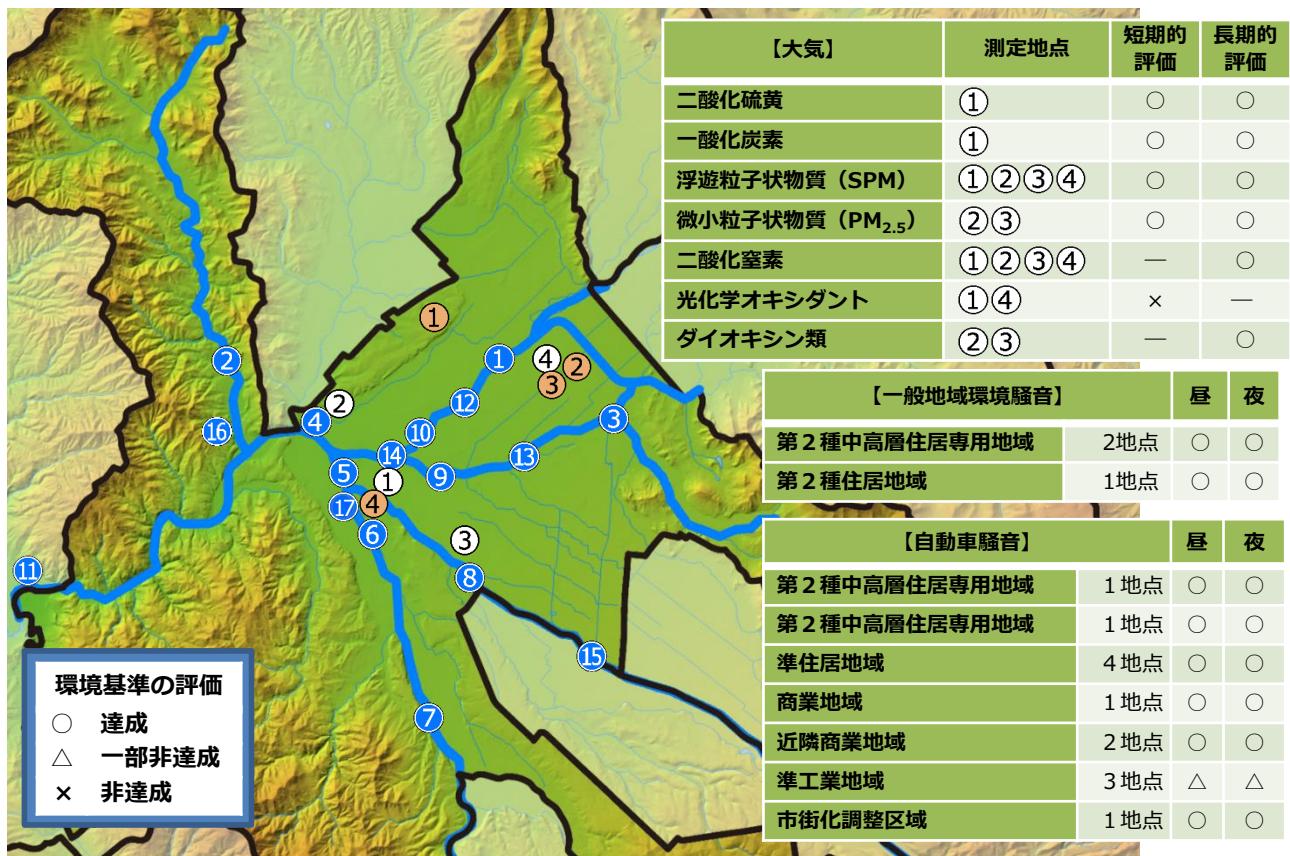
## 発生源対策

主な取組	事業場への立入検査・指導	法令に基づき届出された事業所への立入検査を行い、届出内容、環境負荷の発生源（ボイラーや汚水処理施設等）の管理状況、排出ガスや排出水の自主測定結果等を確認し、必要に応じて行政指導を行っています。
------	--------------	--

## 環境のモニタリング

主な取組	大気	大気汚染防止法に基づき、4か所の測定局で6項目の大気汚染物質について測定しました。
	水質	水質汚濁防止法に基づき、公共用水域16地点で74項目の水質測定を行ったほか、地下水の水質測定を行いました。
	騒音	騒音規制法に基づき、道路に面する地域の13地点で自動車騒音を、それ以外の3地点で一般環境騒音を測定したほか、振動規制法に基づき、道路交通振動を測定しました。
	悪臭	悪臭防止法に基づき、養豚業及び紙・パルプ製造業の計2事業場で悪臭物質を測定しました。
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、公共用水域水質及び底質、地下水、土壤、事業場の排出ガス及び排出水のダイオキシン類を測定しました。

# モニタリング地点・評価結果



出典：電子国土ウェブサイト（色別標高図を加工して使用しています）

【水質・土壌】		測定地点	評価	
水質	【公共用水域】	健康項目	① ② ③ ④ ⑤ ⑦ ⑧ ⑨ ⑪ ⑫ ⑬ ⑯ ⑯ ⑯	○
		BOD	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑯ ⑯ ⑯	△
		ダイオキシン類	⑯ ⑰	○
		ダイオキシン類（底質）	⑯	○
	【地下水】	環境基準項目	市内一円（32地点）	△
		ダイオキシン類	④	○
土壌	ダイオキシン類	① ② ③	○	

## 定量目標の達成状況

環境基準達成度（全14項目）	実績値（R2）	中間（R1・R5）・最終（R9）目標値
大気環境基準 (環境基本法関係)	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	○ ○
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	○ ○
	一酸化炭素 (CO)	○ ○
	光化学オキシダント (Ox)	✗ ○
	浮遊粒子状物質 (SPM)	○ ○
	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	○ ○
水質環境基準 (環境基本法関係)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	✗ ○
	人の健康の保護に関する項目	○ ○
一般環境騒音（環境基本法関係）	騒音	○ ○
ダイオキシン類 (ダイオキシン類対策特別措置法 関係)	大気	○ ○
	公共用水域（水質）	○ ○
	公共用水域（底質）	○ ○
	地下水	○ ○
	土壌	○ ○

「環境に配慮し行動する人をつくるまち」を目指します。

## ■ 環境の保全と創造に向けた参加・行動

地球温暖化などの環境問題を引き起こす原因是、産業活動だけにあるのではなく、私たちのライフスタイルとも密接に関わっているため、その解決のためには、一人ひとりが環境問題についての認識や理解を深めるとともに、積極的に環境保全に取り組んでいくことが必要です。

そのために、子どもから大人までのあらゆる世代に、人と環境との関わりについて学ぶ場と機会を提供し、人材の育成や市民団体の環境保全活動を促進していきます。

主な取組	環境学習の推進	環境学習バスツアー
		体験を通して子どもの環境問題に対する意識の向上を図るために、江丹別川での特定外来生物ウチダザリガニの防除活動体験等を行うバスツアーを開催しています。
市民運動や環境学習の核となる人材の育成		みんなで学ぼう！あさひかわ環境フェスタ
		市民へのごみの発生・排出抑制や環境保全などの普及啓発を図り、特に子どもの環境への意識を高めることを目的として、平成26年度から実施しており、これまでパネル展示、啓発イベントを実施してきました。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止し、旭川市民環境週間（6月1日～7日）に合わせて、ホームページに環境特集を掲載しました。
		学校教育における取組
		環境教育については、教育基本法に規定されている「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」を踏まえ、各教科や道徳科、特別活動における環境に関わる内容の充実を図るとともに、総合的な学習の時間において、環境問題について、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習が展開されています。
		環境アドバイザー派遣制度
		環境について豊富な知識や経験のある市民や、環境保全に取り組む団体などを環境アドバイザーとして登録し、町内会等の各種団体が開催する環境学習会等へ講師として派遣しています。 令和2年度は、18名、8団体が環境アドバイザーとして登録されており、公民館・小中学校等へ計14件派遣し、延べ257名の市民が参加しました。
		生ごみ堆肥づくり講師（生ごみマイスター）
		家庭から排出される生ごみの排出抑制及び資源化を促進するため、地域の核となる人材を育成する講座「生ごみ堆肥づくり講師（生ごみマイスター）養成講座」が平成29年度で終了し、講座修了生の12名が「生ごみマイスター」として誕生しました。 平成30年度からは、活動母体となる「旭川市生ごみマイスター連絡会」を設立し、講師として生ごみ堆肥づくり講習会を開催しています。また、生ごみ堆肥づくり相談会を各公民館等で行うなど、生ごみ堆肥化等につながる各種活動を展開するほか、将来に向けて新たな生ごみマイスターの育成を図っています。



環境アドバイザーを派遣した講座の様子

## 主な取組

### 市民団体などの自発的な環境保全活動の促進

#### 環境の保全と創造に関する旭川地域協議会

地域ぐるみで地球温暖化防止対策を推進するため、地域住民、事業者、NPO、市を構成メンバーとして平成14年8月に設立されました。

市民や事業者を対象とした地球温暖化防止に関する各種イベントを実施しています。

#### 人と野生生物の関わりを考える会

野鳥への餌付けは、河川環境の汚染、野鳥の行動生態への影響、集合による感染症の発生リスク上昇を引き起こし、地域の産業にも影響を及ぼすことがあります。市内の永山新川におけるカモ・ハクチョウ類への餌付け問題をテーマとして、人と野生生物がお互いに快適な環境と社会を創ることを目指し活動しています。

#### あさひかわ自然共生ネットワーク

「あさひかわ自然共生ネットワーク」は、自然や環境に関わる市民団体相互の連携、交流及び情報交換等を通じて、各団体の活動の充実を図ることにより、自然と共生するまちづくりの実現に貢献することを目的として、平成14年に設立されました。

### 環境情報の提供

#### 旭川市環境白書

旭川市環境基本計画の進捗状況や環境の状況をまとめたものとして、年度ごとに発行しています。

#### 環境保全活動等を行っている団体紹介集

本市を拠点として環境保全活動等を行っている団体の情報をまとめ、市有施設等で配布して市民への情報提供を行うとともに、団体間の交流を支援しています。

#### 生物多様性セミナー

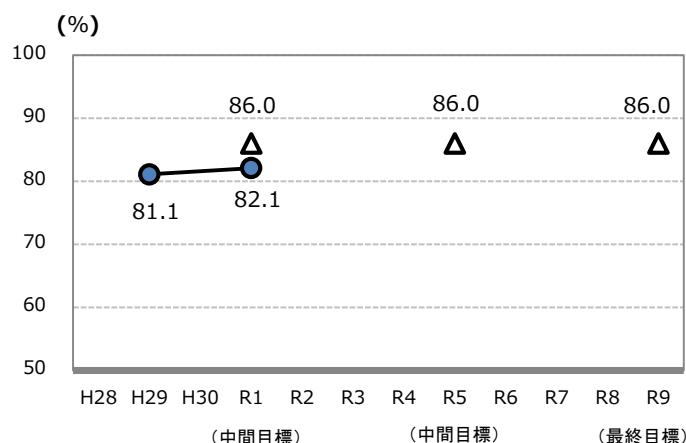
人とのあつれきが生じやすい生物や、餌付けの問題、生態系被害を題材として、ヒグマや外来種（ウチダザリガニ、アライグマ、アズマヒキガエル）等をテーマにしたセミナーを開催しています。題材となる生物の生態や関わり方を知つもらうことで、共存共生への理解を深める場としています。

### 市政への市民参加と意見反映

#### 旭川市環境審議会

学識経験者、民間団体の代表者、公募委員を構成員として、環境基本計画をはじめ、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査・審議する、旭川市環境審議会を設置しています。

## 定量目標の達成状況



環境に配慮した行動に取り組む市民の割合

※グラフ中、●が実績値、△が目標値を表しています。

※旭川市ホームページから、データをダウンロードできます。

旭川市 環境白書

検索

## 旭川市環境白書（概要版） 令和3年度（2021年度）版

令和3年1月発行

【編集・発行】

旭川市 環境部 環境総務課

〒 070-8525 旭川市6条通9丁目46番地

電話 0166-25-5350 FAX 0166-29-3977